

常設型フードパントリーの開設について

区では、生活に困難を抱える子育て世帯に対する食の支援として、子ども食堂運営費補助事業や長期休業中の食品配付事業（令和8年度は夏季休業中のみ試行実施予定）を実施してきたところである。しかし、これらの既存事業は開催頻度や期間が限られており、支援が断続的となる課題があることから、既存事業の未開催期間を補完し、継続的な支援を行っていくため、新たな食の支援として常設型フードパントリーを開設する。

1 事業実施案

(1) 対象要件

区内在住の0～18歳の子どもがおり、以下のいずれかに該当する世帯。

- ① 就学援助費受給世帯（子どもが未就学児又は高校生の場合は、就学援助費受給基準所得額に相当する所得の世帯）
- ② 児童扶養手当受給世帯

(2) 開設場所

中野区社会福祉会館1階（中野区中野五丁目68番7号）

(3) 開設時間・期間

月曜日～土曜日 9時～17時（祝日や中野区社会福祉会館の閉館日等は除く）

(4) 配置する食品等

① 食品の内容

米、乾麺、インスタント食品等。ただし、冷凍・冷蔵保存が必要な食品等は除く。

② 調達方法

食品等の調達は、民間企業・フードバンク等からの寄付によることを基本とするが、必要に応じ購入による補充を行うこととする。

(5) 利用手続・利用回数

オンラインによる事前利用登録・事前予約制とし、利用回数は、月1回を基本とし、利用登録者数に応じ調整する。

(6) 食品受取方法等

フードパントリー施設の入口に電子錠を設置し、事前予約した利用者に対し予約した時間帯のみ有効となる開錠パスをオンラインで発行することで、同じ時間帯に複数の利用者がフードパントリー施設内に立ち入ることが無いようにする。

(7) 相談支援

事前予約時や、食品受取でフードパントリーに利用者が訪れる機会を活用し、必要に応じた相談支援を行う。

(8) 運営方式

寄付食品の調達やフードパントリー等食の支援の運営実績がある民間事業者等に運営を委託する。

2 今後のスケジュール（予定）

令和8年 9月 第3回定例会 補正予算案提出

令和8年11月 施設工事

令和9年 2月 開設準備、利用者登録

令和9年 3月 常設型フードパントリー開設